

指導行政のポイント

“教科書採択”をめぐる紛糾

菱村 幸彦

今年は、中学校教科書の採択の年である。中学校教科書の採択という、毎回、社会科教科書が紛糾の種になる。今年も育鵬社の歴史と公民の教科書の採択をめぐる紛糾するニュースが流れた。

「つくる会」系教科書への反対運動

現在、中学校の社会科教科書は8種類。その中から1つの教科書が採択になったからといって、ニュースにはならない。ところが、育鵬社の教科書は、自虐史観からの脱却を標榜した「新しい歴史教科書をつくる会」から分かれた「教科書改善の会」のメンバーが執筆した教科書というので、採択に反対する動きがあちこちでみられた。教科書をめぐる騒動となれば、メディアはほうっておかない。

例えば、横浜市では、教育委員会が中学校の歴史と公民で育鵬社の教科書を採択するというので、市民団体が反対運動を展開した。不採択を求める約11万人余の署名を集めたり、採択を決める日の教育委員会に500人余の市民が押しかけたりしている。

また、沖縄県では、八重山採択地区協議会が公民の教科書に育鵬社版を選定したことで紛糾している。ここでも、採択教科書を選定した日にプラカードを持った市民が不採択を訴えて押しかけている。

周知のように、公立小・中学校の教科書の採択については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」(以下「無償法」)で共同採択制がとられている。共同採択制とは、各学校で使用する教科書を決定する権限が市町村教委にあることを前提として、都道府県教委が設定する広域の採択地区ごとに教科書を採択する制度である。

都道府県教委が設定する採択地区は、「市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域」と定められている(無償法12条1項)。この場合、採択地区ごとに関係市町村教委が協議して同一の教科書

を採択する(同13条4項)。採択地区は、現在全国で582地区あり、1県平均12地区となっている。

公正な採択を歪める集団闘争

横浜市で大きな騒動になった背景には、これまで18地区に分かれていた採択地区を1地区に集約したことがある。横浜市は、中学校148校、生徒7万人を超える大都市である。その大きな採択地区で「つくる会」系の教科書が採択されると、教育に与える影響が大きいというので、反対派は激しい反対運動を展開したのだろう。

一方、沖縄県の八重山採択地区協議会は、石垣市、竹富町、与那国町の1市2町で構成される広域採択地区である。同協議会では、竹富町教育長が「つくる会」系の教科書に反対した。

その後に関いた竹富町の教育委員会では育鵬社版教科書を承認せず、他社の教科書を選んでいる。共同採択では、過去にも同じようなケースがあったが、最終的には意見を調整して同じ教科書を採択している。今回、どう決着をつけるか、成り行きが注目される。

教科書の採択は、無償法で定められた手続きに基づいて、静謐な環境の中で、教育的観点に立って行われるべきものである。なにより、採択の対象となる教科書は、いずれも文部科学省の厳正な検定を受けたものであり、品質は保証されている。基本的にどれを選んででも教育上問題はない。

にもかかわらず、特定の教科書をターゲットにして、集団的な圧力で採択を阻止しようとする動きが絶えない。なかには選定委員に対し、電話、ファックス、メールにより集中攻勢をかける活動も行われたという。こうした行為は、公正であるべき採択を不当に歪めるものと言わざるを得ない。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●最新刊 好評発売中！ 教育資料集の決定版がリニューアルして刊行！

『2010-2011 教育重要資料集 教職研修Data』

『教職研修』編集部【編】

B5判 304頁 / 定価 2520円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)